

## 市制50周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務 仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する「市制50周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 1 業務名

市制50周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務

## 2 業務目的

本市は令和2年度に市制施行から50周年を迎えることから、将来へ続く継続的なまちの発展や活力につなげるため、全市を挙げて市制50周年事業を実施していく。

市民・団体・地域コミュニティ・事業者・行政など、様々な主体と一緒に市を盛り上げる市制50周年をまたとない機会と捉え、障がいについての理解促進、障がいのある方の社会参加へのきつけづくり等、障がいのある方にとって住みやすいまちづくりを進めるとともに、本市への愛着の醸成につなげるため、「市制50周年記念パラスポーツ体験会」を開催する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和2年度の開催を延期したため、令和3年度の開催とする。

本業務は、この「市制50周年記念パラスポーツ体験会」がより一層の盛り上がりを見せ、コロナ禍の状況に適した開催方法で、多くの方が参加し、障がいの有無に関係なく楽しむことができる有意義なイベントとなるよう、企画・運営・広報等の実施に向けた支援を行うものである。

## 3 契約期間

契約締結日から令和3年11月30日まで

## 4 業務内容

## (1) イベントの企画

イベントの内容について企画提案、実施運営を指示するのに必要な文書・図面等の作成等を行う。なお、以下の点は必須とするほか、より多くの参加者を募るための受託者の自由提案を認める。

※ 提案された場合において、実施を約束するものではない。

ア イベント実施日は令和3年11月14日（日）とし実施時間は10時から17時の間を基本とするが、これ以外の時間の実施を妨げるものではない。

イ 実施場所は尾張旭市立旭中学校の体育館とする。また、体育館以外に教室等を使用することは可とする。

- ウ 体験するパラスポーツは2種目以上とし、種目を提案すること。
- エ 障がいの有無に関係なく、参加者が一緒になって体験できる内容とすること。
- オ パラスポーツに使用する用具を見て、触ることができる場を設けること。
- カ 物販スペースを設けること。
- ケ 新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めること。

(2) イベントの運営

- 出演者（パラリアンピアン等）・補助スタッフ手配、会場設営・機材準備、当日の運営（司会進行、参加者対応、警備等）等を行う。
- ア 出演者とスケジュールの調整や出演条件の交渉を行うこと。
- イ 出演者の接遇、飲食物提供、誘導、謝礼金等の支払い等を含むアテンドを実施すること。
- ウ 設営物品一覧・経費内訳を作成し、甲に提出すること。
- エ 会場設営に必要な機材等については、甲と協議の上、準備すること。また、会場設営・撤去等により生じた廃棄物は、乙の責任において適法に処理すること。
- オ 案内表示や看板等を作成し、イベント開催中設置すること。
- カ 乙は、本業務の全体責任者を予め定め、各部門の責任者等を明記した体系図を作成すること。また、平常時及び緊急時における連絡体制を整備すること。なお、連絡体制に変更が生じた場合は速やかに甲に報告すること。
- キ 来場者が安全に参加・観戦できるよう、駐車場から会場までの移動を含めた警備体制を構築すること。
- ク 移動が困難な方に配慮した駐車場の利用案内を行うこと。
- ケ 機材等については、実施日の当日中に片付けをし、現状復帰すること。
- コ 不足の事態に備え、緊急時の体制を整備するとともに、事前に従事者に対し対応方法を周知すること。
- サ イベントに関連して怪我や事故等が発生した場合に備え、イベント保険の加入等、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、保険加入に要する経費は見積金額に含めること。
- シ 雨天時も決行するが、安全面を考慮し一部のイベントを中止することがある。尚、詳細については甲と乙が協議し決めること。
- ス 事業実施のための、実施計画書を作成すること。
- セ 事業実施に当たり必要となる官公署等への諸手続きに係る申請書類等を作成し提出すること。なお、食品を取り扱う際は、保健所へ食品取扱状況を報告すること。
- ソ 関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、甲へ報告すること。
- タ 本事業の効果を測定するため、来場者及び関係団体等を対象としたアンケート調査の内容等について提案すること。また、本事業の来場者数を集計すること。

チ 報告書を作成（紙媒体2部及び電子媒体1式）し、甲に提出すること。

(3) 事業の広報について

本業務の中で作成する企画内容に基づき、以下のものを作成、梱包・配付する。

ア ポスター

規 格：B2縦版、4色フルカラー

部 数：100部

内 容：イベントの概要、周知等

納 期：令和3年9月初旬～中旬

配付先：市内小中学校等

イ チラシ

規 格：A4縦版、両面、4色フルカラー

部 数：5,000部

内 容：イベントの概要、周知、イベントの案内図等

納 期：令和3年9月初旬～中旬

配付先：市内小中学校等

ウ ポスター、チラシについては、市ホームページ等での公表用として、それぞれ3MB以下に容量を圧縮したPDFデータを記録媒体に格納し、1部納品すること。

エ 上記において作成するポスター、チラシの活用のほか、集客に必要な広報戦略を提案し、甲と協議の上、実施すること。

※ 選定された場合においても、実施を約束するものではない。

5 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 乙は、甲が管理・運営する媒体（市ホームページ等）や甲が開設するSNSサイト（「Facebook」等）や動画配信サイト（「YouTube」）上に本事業で制作する映像や取得するアスリート等の写真・画像を使用できるよう、その承諾やその他権利関係を整理すること。

## 6 その他

- (1) 乙は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に甲と密接に連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、甲が必要とした場合は、随時、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度乙が書面に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 著作権・知的財産権の使用については、下記に留意すること。
  - ア 本業務を履行する際に、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。
  - イ アに関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を使用する場合は、乙がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
  - ウ アに関わらず、甲がその方法を指定した場合は、その限りではない。
- (4) 本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合、又は本仕様書に定められていない事項については、甲と乙がその都度協議し、甲の指示に従い本業務を遂行するものとする。
- (5) 乙は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。